

第61回全国お茶まつり滋賀大会

”近江の茶” 児童画コンクール募集要領

1. 目的

滋賀県の特産品である”近江の茶”に対して児童の理解を深め、日本型食生活への親しみと地域農業への関心を高めることを目的に、「第61回全国お茶まつり滋賀大会」の行事の一環として”近江の茶” 児童画コンクールを実施する。

2. 主催

第61回全国お茶まつり滋賀大会実行委員会（大会会長 滋賀県知事）

滋賀県、甲賀市、（社）日本茶業中央会、全国茶生産団体連合会、（社）滋賀県茶業会議所、全国農業協同組合連合会滋賀県本部、大津市、東近江市、日野町、レーク大津農業協同組合、甲賀郡農業協同組合、グリーン近江農業協同組合、滋賀県茶商業協同組合、滋賀県製茶機械組合

3. 後援（予定）

滋賀県教育委員会

4. 課題

「お茶のこと知ってるよ！！」

例）茶園、茶生産農家の仕事、体験、家族や友達とお茶を飲んでる様子、お茶を飲む風景、お茶屋さんの店先風景、お茶会の風景など
お茶に関することを題材にした絵

5. 応募資格

原則として、滋賀県内の小学校に在学する児童

6. 応募規則

（1）規格等

- ア．課題にそった作品を対象とする。
- イ．画用紙は4つ切画用紙（54cm × 38cm）とする。
- ウ．描く材料は、クレヨン、水彩画等自由とする。

（2）締切日

平成19年9月30日まで

(3) 応募作品の提出方法

ア．応募の際は、別紙 1 号様式の応募整理台帳を添付する。

また、作品には別紙 2 号様式の応募票を裏面の中央に糊付けする。

イ．応募作品は、各学校で取りまとめて 1 0 月 1 2 日（金）までに各市町の教育委員会に送付する。

ウ．各市町の教育委員会は各学校から送付された応募作品を取りまとめて、各市町の農政担当課へ送付する。

エ．各市町の農政担当課は、応募作品を 1 0 月 1 9 日（金）までに（ 4 ）の事務局まで送付する。

(4) 送り先・問い合わせ先

第 61 回全国お茶まつり滋賀大会実行委員会事務局

〒 528 - 0005 滋賀県甲賀市水口町水口 6750 （社）滋賀県茶業会議所内

T E L 0 7 4 8 - 6 3 - 6 9 6 0 F A X 0 7 4 8 - 6 3 - 5 2 0 4

7 . 審 査

(1) 時 期 1 1 月上旬

(2) 審査員 主催者において別に定める。

8 . 発 表

入賞者には、事務局から各学校を通じて通知する。

9 . 作品の表彰および展示

入賞作品は、平成 1 9 年 1 1 月 2 5 日（日）に『あいこうか市民ホール（甲賀市）』で開催する第 61 回全国お茶まつり滋賀大会式典において表彰し、同会場に展示する。なお、応募作品を展示する場合は、学校名および氏名を公示する。

10 . 入賞点数および記念品

(1) 入賞点数は、最優秀 1 点、優秀 3 点、優良 1 2 点、佳作 1 8 点とする。

(2) 入賞作品には、賞状および副賞（図書カードと記念品）を贈呈する。

(3) 応募者全員に参加賞を贈呈する。

11 . 応募作品の取り扱い

作品応募に際して得た個人情報 は本人の承諾なく第三者に提供しない。ただし、入賞作品については、イベント、P R 等公用パンフレットに使用し、学校名および氏名を公示する。なお、応募作品は返却しない。